

議会運営委員会記録

○開催日時

令和3年10月11日 午前8時57分～午前9時17分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長	徳永武次	委員	成川幸太郎
副委員長	坂口健太	委員	帯田裕達
委員	瀬尾和敬	委員	森満晃
委員	森永靖子	委員	山元剛
委員	中島由美子		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 川添公貴

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 下園政喜

○その他の議員

議員 井上勝博 議員 岩切正之

○説明のための出席者

総務部長	田代健一		
総務課長	橋口堅	教育部長	上大迫修
文書法制室長	久米道秋		
財政課長	鬼塚雅之	議会事務局長	道場益男
		議事調査課長	川畑央
企画政策部長	古川英利		

○事務局職員

事務局長	道場益男	主幹兼議事グループ長	上川雄之
議事調査課長	川畑央	管理調査グループ員	堀之内孝充
課長代理	前門宏之	議事グループ員	芦谷仁美
主幹兼管理調査グループ長	清藤操生		

○審査事件等

- 1 決算関係資料の正誤について
 - 2 今期定例会に付議される議案等について
 - 3 「請願・陳情の取扱いについて」の申合せの改正について
-

△開 会

○委員長（徳永武次）これより議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、ただいまタブレット端末に表示しております審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

ここで、2名からの傍聴の申出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中、追加の傍聴の申出がある場合にも、委員長において随時許可します。

まず、議長から御挨拶をお願いします。

○議長（川添公貴）皆さん、おはようございます。いよいよ今日が最終本会議ということで、最後の追加議案等も御審議いただく予定です。

せんだって九州地方整備局にお邪魔し、市街部の改修について、方向性としては、いい回答を頂いたところです。市民の皆さんと協議をしながらまちづくり等に進めていきたいという局長の挨拶を頂いたところでした。市街部活性化に向けて、どんどん改修が進むものと思っています。それに備えて、皆さん方から、いろんな御意見を賜ればありがたいと思っています。

それからコロナについては、今、ピークアウトをした現状ではありますけど、しばらくは慎重に動いていただくのは当然のことなのですが、このままでいくと、経済の活性化とか市中の経済を動かさなければいけない等とも考えますと、我々ができる行政視察等々について、また慎重に判断を頂ければと思っています。年末には薬もできるようですので、いろんな活動を徐々に再開できればうれしいと思っています。

以上です。今日はよろしくお願いします。

△決算関係資料の正誤について

○委員長（徳永武次）まず、決算関係資料の正誤についてを議題とします。

それでは、当局に説明を求めます。

○総務部長（田代健一）上程いたしております令和2年度一般会計決算に係る決算附属書及び審査意見書におきまして、一部記載誤りがございましたので、御報告とおわびを申し上げます。

お配りいたしております資料の裏面を御覧ください。

決算附属書につきましては94ページの活動火山周辺地域防災営農対策事業の事業内容の欄、審査意見書につきましては12ページの市税の収入未済処理状況の内訳について、それぞれ記載誤りがございました。この訂正箇所につきましては、各所管委員会の中では口頭で報告をさせていただいております。お手数をおかけいたしますが、訂正方、よろしくお願いいたします。

今後、このようなことがないように、精査を徹底してまいります。誠に、申し訳ございませんでした。

○委員長（徳永武次）ただいま当局から説明がありましたが、本件の取扱いについて、事務局長に補足説明を求めます。

○事務局長（道場益男）ただいま説明のありました決算附属書並びに決算審査意見書中の誤表記の部分につきましては、議決の対象ではございませんので、正誤表の議場配付により対応してはいかかかと考えます。

なお、先ほどもありましたとおり、9月29日の産業建設委員会及び9月30日の総務文教委員会での審査におきましては、当該誤表記の部分について当局並びに代表監査委員のほうから説明がございまして、滞りなく審査が行われたところでございます。

最後に、サイドボックスに掲載しておりますこれらのデータにつきましては、本議会運営委員会終了後、直ちに差し替えを行う予定であります。

○委員長（徳永武次）ただいま説明がありましたが、質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）オブザーバーはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑、意見はないと認めます。

それでは、本件については、説明のとおり正誤表の配付により対応することで御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議はありませんので、そのように決定しました。

会派代表者の皆様には、会派所属議員への周知をお願いします。

以上で、決算関係資料の正誤についての審査を終了いたします。

△今期定例会に付議される議案等について
○委員長（徳永武次） 次に、今期定例会に付議される議案等についてを議題とします。

事務局長に一括説明を求めます。

○事務局長（道場益男） それでは、資料１－１、付議事件等区分表（案）を御覧ください。

まず、市長提出予定議案が１件ございます。議案第１０９号は、任期満了に伴う教育委員会委員の任命についてであり、本日の本会議で審議してはと考えます。

次に、受理請願が１件ございます。９月１５日の中日の議会運営委員会で御協議いただきましたとおり、請願第５号は閉会中の継続審査事件ということで、総務文教委員会に付託してはいかかかと考えます。

次に、資料１－２、討論通告一覧を御覧ください。

井上議員から４件の通告がございました。生活福祉委員会付託案件では議案第１０１号、議案第１０３号、議案第１０４号に係る反対討論、各常任委員会付託案件では議案第９５号に係る反対討論がそれぞれ予定されております。これらの討論のうち、生活福祉委員会付託案件の３件については、一括討論いただくこととなるものであります。

次に、資料１－３、議案等採決区分表を御覧ください。

生活福祉委員会付託案件では、反対討論の通告がありました議案第１０１号、議案第１０３号、議案第１０４号の採決を先に行うこととし、これらを個別に、起立採決に代わる電子表決システムでの採決とし、議案第９６号、議案第９７号、議案第１０２号の３件は一括して簡易採決とし、議案第１０５号、議案第１０６号及び議案第１０７号の３件は、いずれも剰余金処分と決算認定の二つの議決を要する案件でありますことから、先ほどの簡易採決とは別に一括して簡易採決としてはいかかかと考えます。

この剰余金処分と決算認定の議案につきましては、これまで水道事業会計が一会計しかござい

ませんでしたので、採決は別々にしておりましたけれども、今回複数会計となつてございますことから、より効率的な議事運営を図るため、一括採決しようとするものでございます。このため、議長の採決口上も「これらを委員長報告のとおり可決並びに認定することに御異議ありませんか」という具合に若干異なっておりますので、よろしくをお願いします。

次に、産業建設委員会付託案件では議案第９８号から議案第１００号までの３件を一括して簡易採決とし、最後に、各常任委員会に分割付託されておりました議案第９５号については、反対討論の通告がありましたことから、起立採決に代わる電子表決システムでの採決としてはと考えます。

○委員長（徳永武次） ただいま説明がありましたが、質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） オブザーバーはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等については、説明のとおり取り扱うことで御意見ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 御異議がありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午前９時４分休憩

~~~~~

午前９時８分開議

~~~~~

〔休憩中に当局職員退室〕

**○委員長（徳永武次）** ここで、本会議に戻します。

---

△「請願・陳情の取扱いについて」の申合せの改正について

**○委員長（徳永武次）** 次に、「請願・陳情の

取扱いについて」の申合せの改正についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（川畑 央） それでは、「請願・陳情の取扱いについて」の申合せの改正について説明をさせていただきますので、お手元に資料3を御用意ください。

「請願・陳情の取扱いについて」の申合せの改正についてですけれども、リード文にありますように、さきの9月15日に開催した議会運営委員会において、委員会に付託されない場合の陳情等の取扱いとして、下の表の改正後の欄の（2）のア、イ、ウ、エにありますとおり四つの方法の、選択肢を増やすということで決定されたことから、新旧対照表の改正後の下線部のとおり、改正をしようとするものでございます。

○委員長（徳永武次） ただいま説明がありましたが、質疑、御意見はありませんか。

○委員（成川幸太郎） この四つの方法に決めるところは、どこで決めるのか議会運営委員会で決めるのか、議長がもう、その場で判断されるのか。

○議長（川添公貴） こういう運営については、議会運営委員会が諮っていただくと。先に諮問するという形なんで、ぜひ、いい方向でよろしくお願ひしたいと。

○委員長（徳永武次） 事務局は、まとめますか、その件は、そのとおりでいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 成川委員、いいですか。

○委員（成川幸太郎） はい、いいです。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） オブザーバーはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、本件につきましては、説明のとおりとすることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 御異議がありませんので、そのように決定しました。

以上で、「請願・陳情の取扱いについて」の申

合せの改正についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午前9時10分休憩

~~~~~

午前9時16分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次） ここで、本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（徳永武次） 以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 御異議ありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会します。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会

委員長 徳 永 武 次